

第1章 都市の概況

序章 都市計画マスタープランの策定にあたって

第1章 都市の概況

- | | |
|----------------|---------------|
| 1 地勢および市域の変遷 | 6 交通施設の現況 |
| 2 人口および世帯 | 7 公園緑地の状況 |
| 3 経済の動向 | 8 下水道の現況 |
| 4 土地利用の現況および規制 | 9 河川の状況 |
| 5 市街地の現況 | 10 廃棄物処理施設の現況 |

第2章 まちづくりの基本方向

第3章 まちづくりの方針

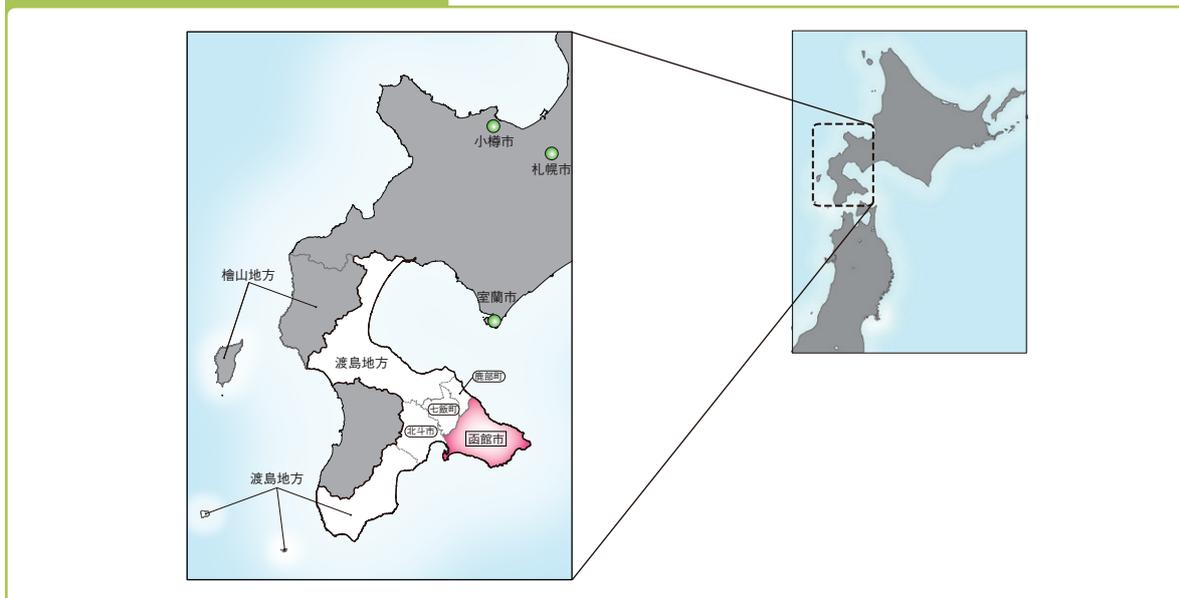
第4章 地区別方針

1 地勢および市域の変遷

(1) 地勢

本市は、北海道の南西部、渡島半島の南東部に位置し、北東側は太平洋に、南側は津軽海峡に面し三方を海に囲まれています。

位置図



また、市域南西部に位置する函館山を要とし扇状に広がる平野部と段丘地形、さらに北東側に広がる山岳地で構成されており、扇状に広がる平野部に市街地が形成されているほか、海岸に沿って漁業集落が形成されています。

地形図





(2) 市域の変遷

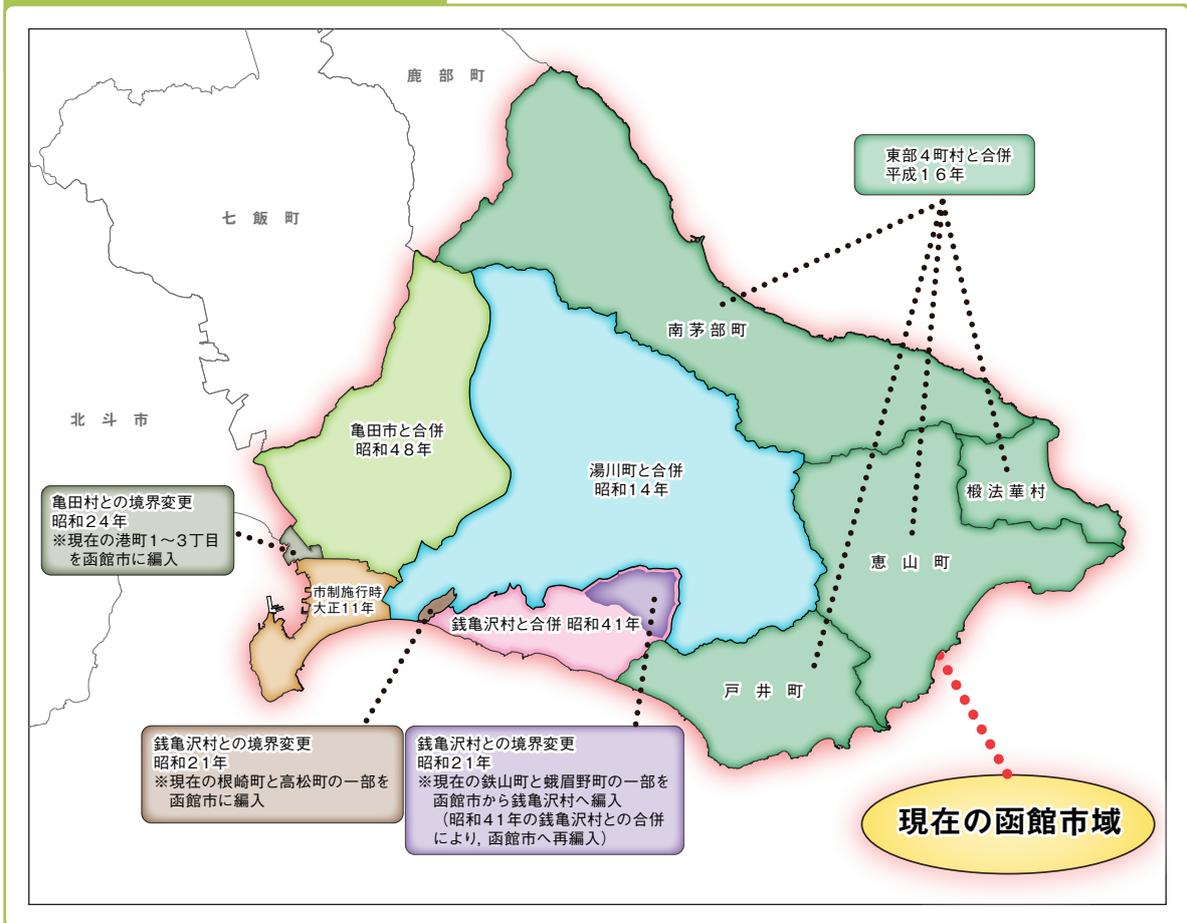
大正11年(1922)8月に市制施行された当時、市域は、現在の西部地区*および中央部地区*を中心とする範囲の約19km²でした。昭和14年(1939)4月には、現在の東中央部地区*の大部分を占める湯川町との合併により、市域は、約220km²となりました。

また、昭和21年(1946)には銭亀沢村との境界変更を、昭和24年(1949)には亀田村との境界変更を、相次いで行いました。

その後、昭和41年(1966)12月には、現在は東中央部地区*の一部となっている銭亀沢村と合併し、市域が約255km²に広がり、昭和48年(1973)12月には、現在は北東部地区*および北部地区*となっている亀田市との合併により、市域が約348km²に広がりました。

近年においては、平成16年(2004)12月に、現在は東部地区*となっている戸井町、恵山町、椴法華村および南茅部町と合併し、市域の面積は、それまでの2倍近くとなる約678km²に拡大しました。

市域の変遷図

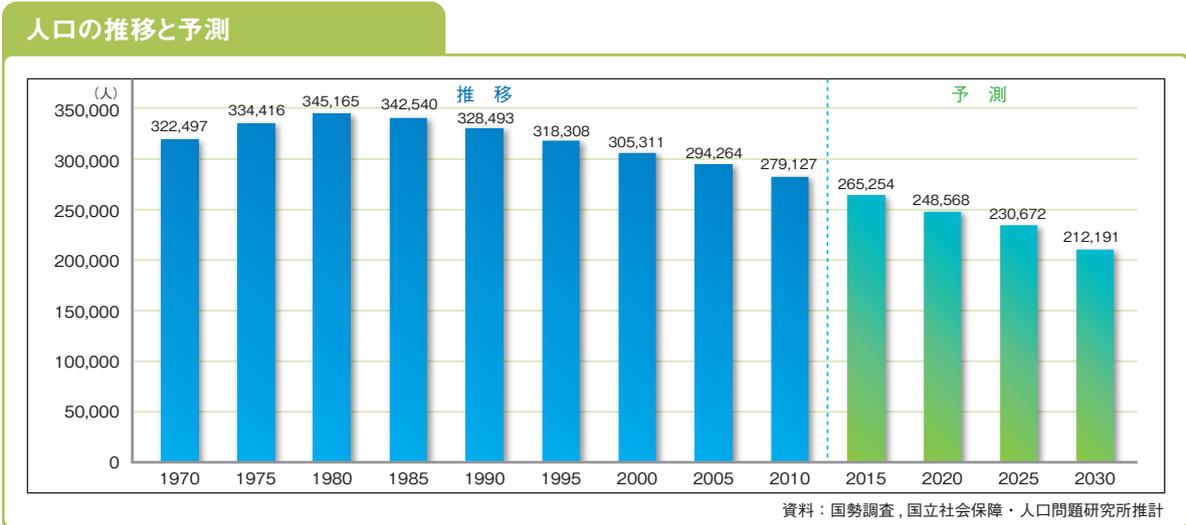


* 地区区分については、第4章地区別方針の地区区分を参照してください。

2 人口および世帯

(1) 人口の推移と予測

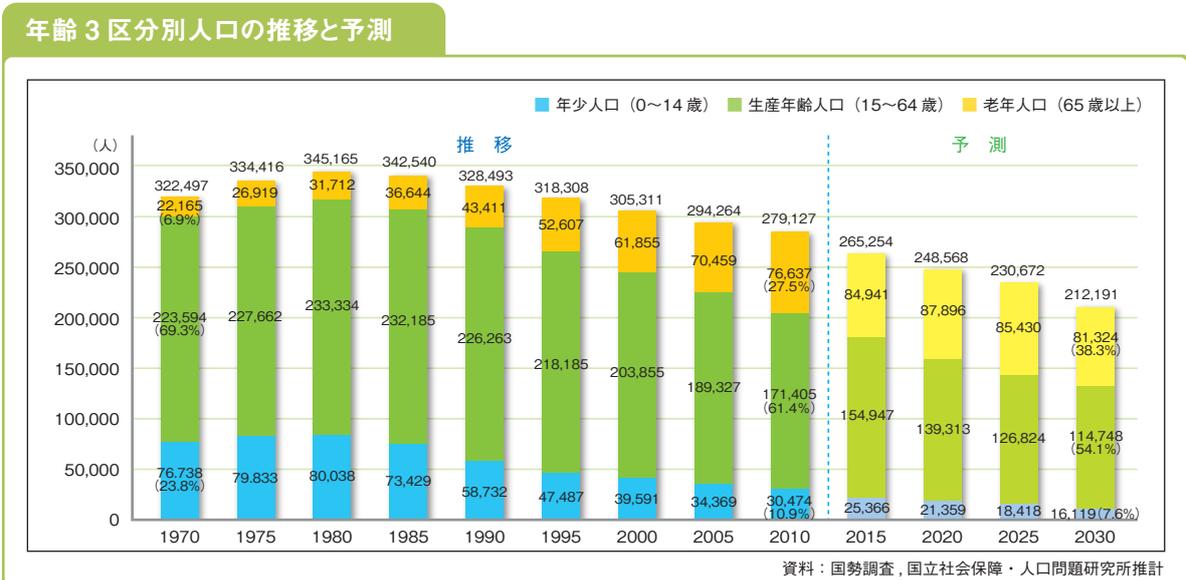
本市の人口は、国勢調査によると、昭和55年（1980）の345,165人をピークに減少をはじめ、平成22年（2010）では、279,127人となっています。また、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、平成42年（2030）には、212,191人となると予測されています。



(2) 年齢3区分別人口の推移と予測

本市の年齢3区分別人口を見ると、昭和45年（1970）には、年少人口が76,738人で総人口に占める割合は23.8%、生産年齢人口が223,594人で同69.3%、老年人口が22,165人で同6.9%でした。平成22年（2010）には、それぞれ30,474人（10.9%）、171,405人（61.4%）、76,637人（27.5%）となりました。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、平成42年（2030）には、それぞれ16,119人（7.6%）、114,748人（54.1%）、81,324人（38.3%）となると予測されています。

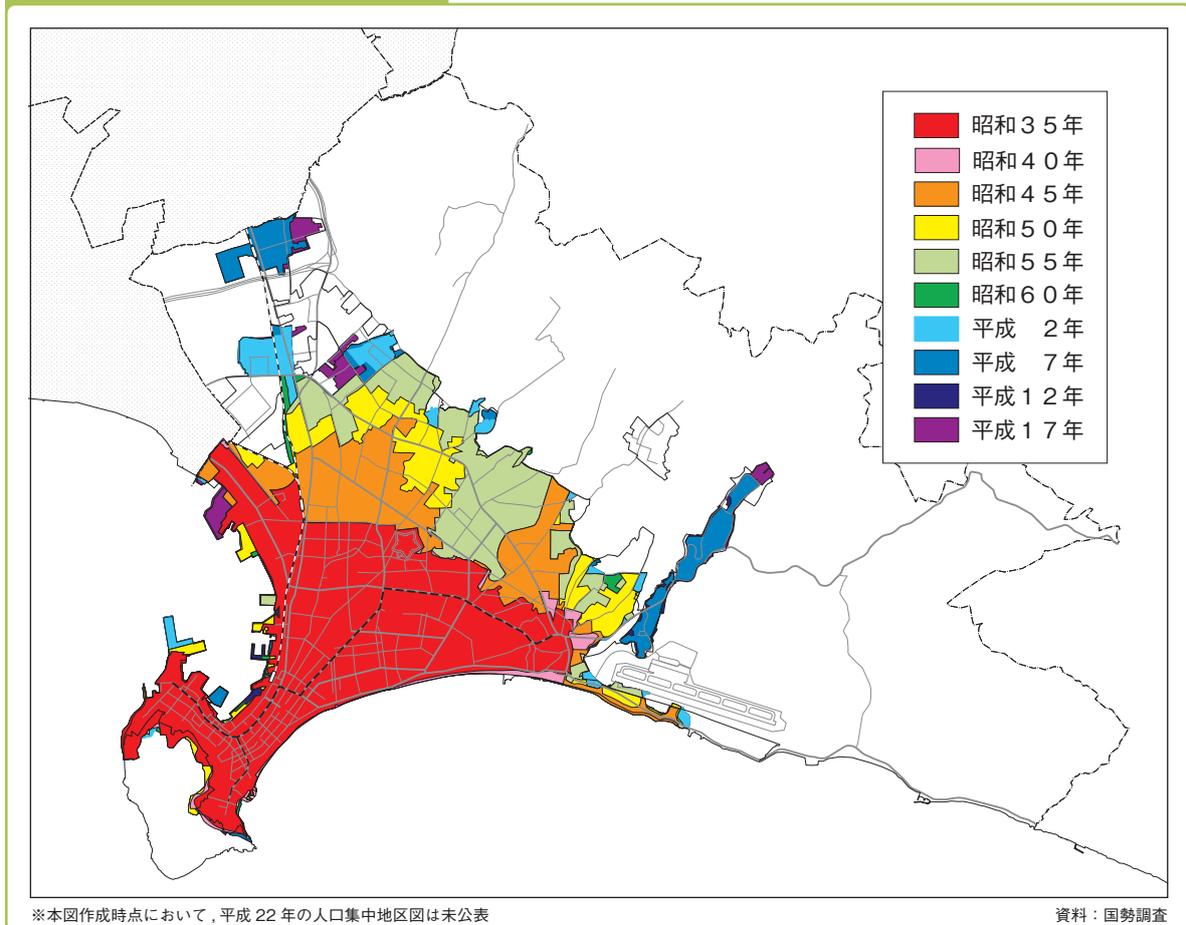




(3) 人口集中地区 (DID) の推移

本市における人口集中地区* (DID) は、昭和35年 (1960) には、当時の函館市域の一部の約20.6km²となっており、ここに236,259人が居住していました。昭和45年 (1970) には、市街地の拡大とともに、日吉、昭和、富岡、美原地区などが、新たに人口集中地区となりました。平成以降は、西旭岡地区のほか、石川、桔梗地区などにおいて拡大し、平成22年 (2010) の時点では、面積は約42.5km²、居住人口は240,101人となりました。

人口集中地区 (DID) の推移

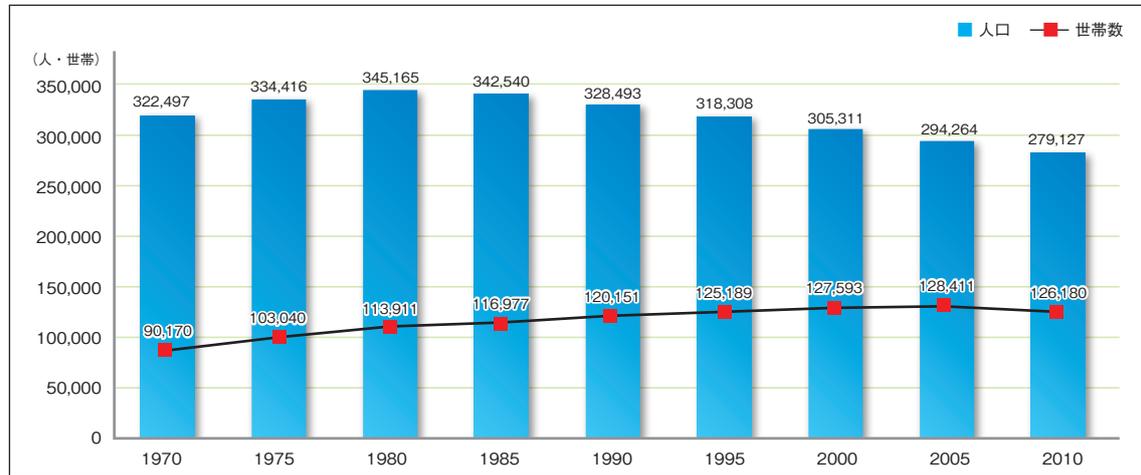


※ 人口集中地区とは、国勢調査の基本単位区等を基礎単位として、原則、人口密度が1km²あたり4,000人以上の基本単位区等が市町村の境域内で互いに隣接し、それら隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地区のことをいいます。

(4) 世帯数の推移

本市の世帯数は、昭和45年（1970）には、90,170世帯でした。その後、平成17年（2005）の128,411世帯をピークに減少に転じ、平成22年（2010）では、126,180世帯となっています。

世帯数の推移



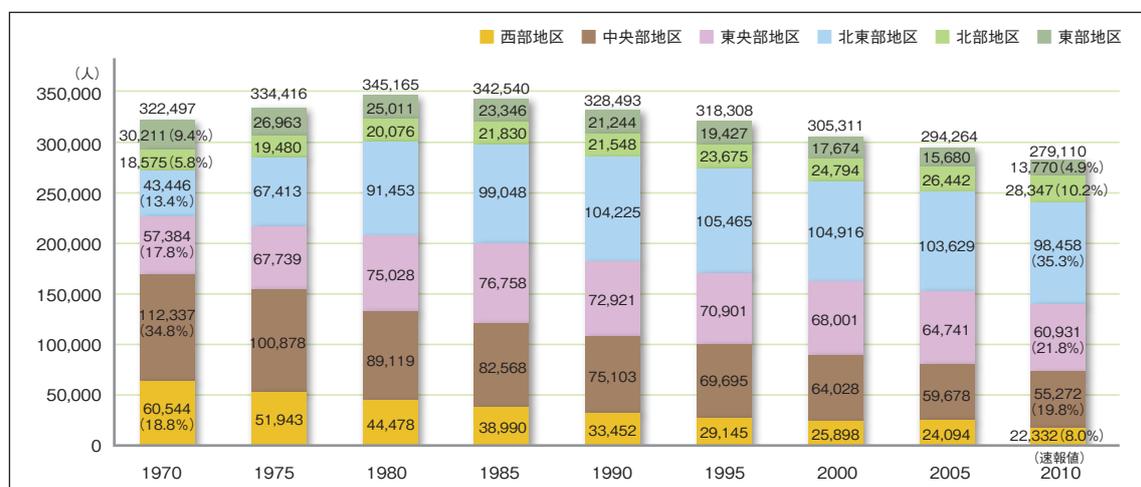
資料：国勢調査

(5) 地区別人口の推移

地区別の人口の推移を見ると、近年は、西部地区、中央部地区、東央部地区、北東部地区および東部地区で減少し、北部地区で増加しています。

平成22年（2010）の速報値では、西部地区が22,332人で全市の人口に占める割合は8.0%となっており、中央部地区が55,272人で同19.8%，東央部地区が60,931人で同21.8%，北東部地区が98,458人で同35.3%，北部地区が28,347人で同10.2%，東部地区が13,770人で同4.9%となっています。

地区別人口の推移



資料：国勢調査

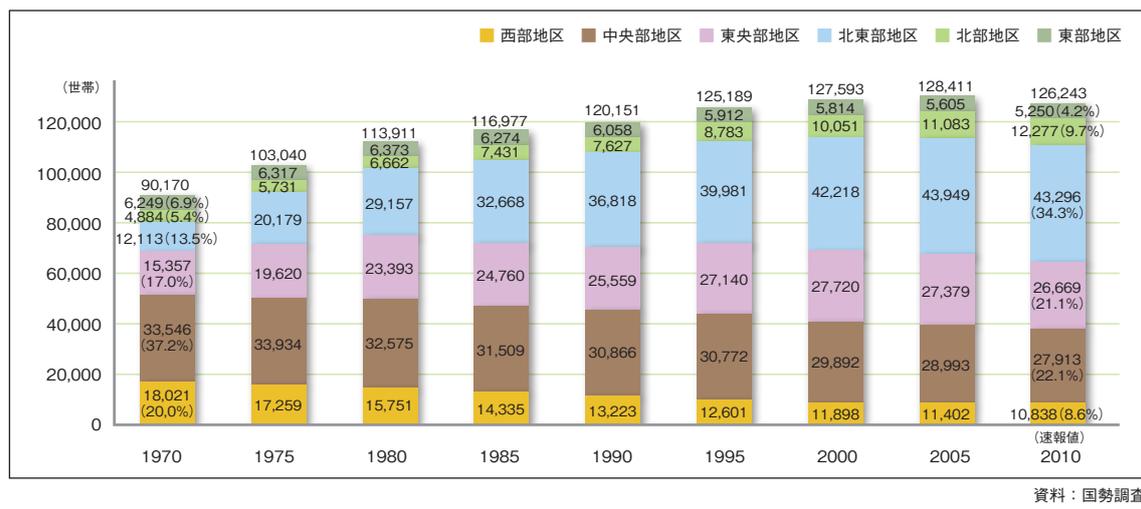


(6) 地区別世帯数の推移

地区別の世帯数の推移を見ると、近年は、西部地区、中央部地区、東中部地区、北東部地区および東部地区で減少し、北部地区で増加しています。

昭和45年(1970)には、中央部地区が33,546世帯と全市の37.2%を占めていましたが、平成22年(2010)の速報値では、北東部地区が43,296世帯と全市の34.3%を占めています。

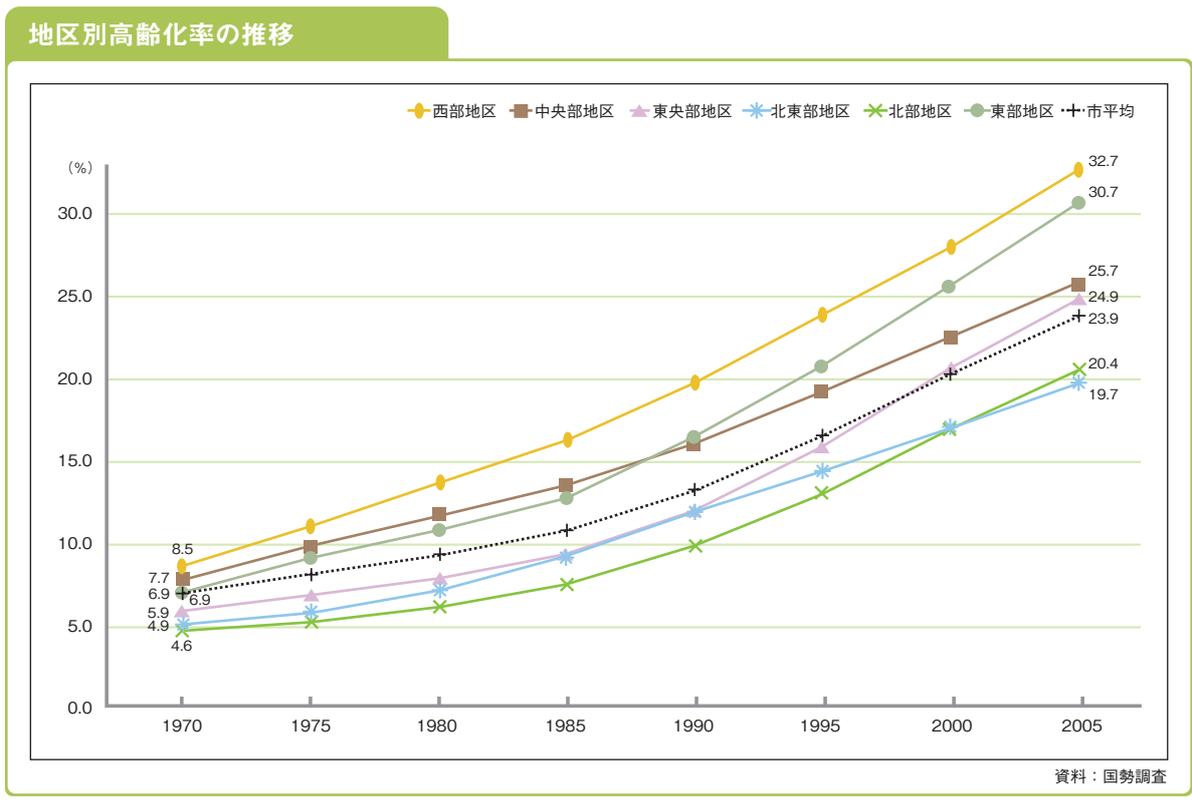
地区別世帯数の推移



(7) 地区別高齢化率の推移

地区別の高齢化率の推移を見ると、昭和45年（1970）には全地区で10%を下回っていましたが、その後、一貫して上昇を続けており、平成17年（2005）には20%から30%程度となっています。

なかでも、西部地区については、昭和45年（1970）の8.5%に対し、平成17年（2005）は32.7%と大きく上昇しています。また、東部地区については、昭和45年（1970）には6.9%と市平均と同程度でしたが、その後大きく上昇し、平成17年（2005）には30.7%と、平均を大きく上回り西部地区の数値に迫っています。



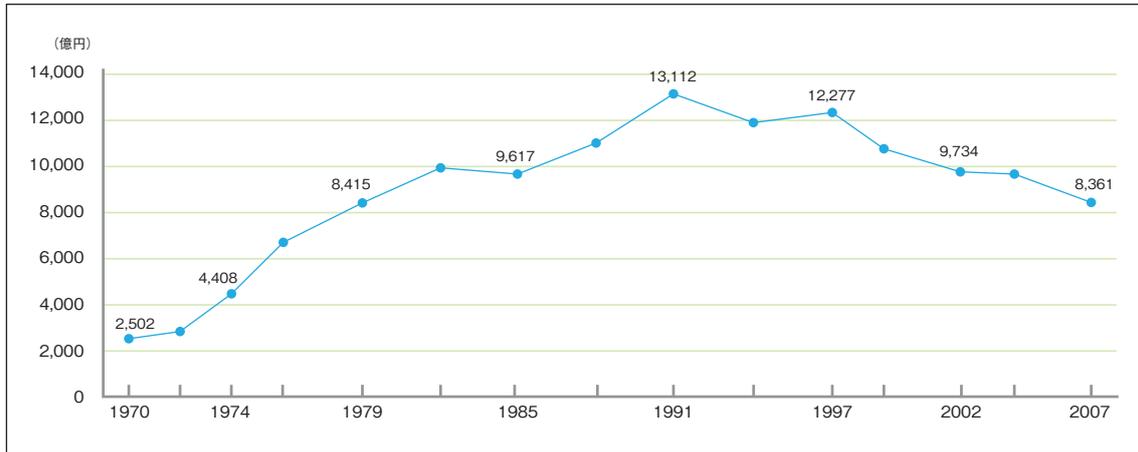


3 経済の動向

(1) 商品販売額の推移

本市の商品販売額は、平成3年(1991)の約1兆3,112億円をピークとして、平成19年(2007)には約8,361億円でまで減少しています。

商品販売額の推移

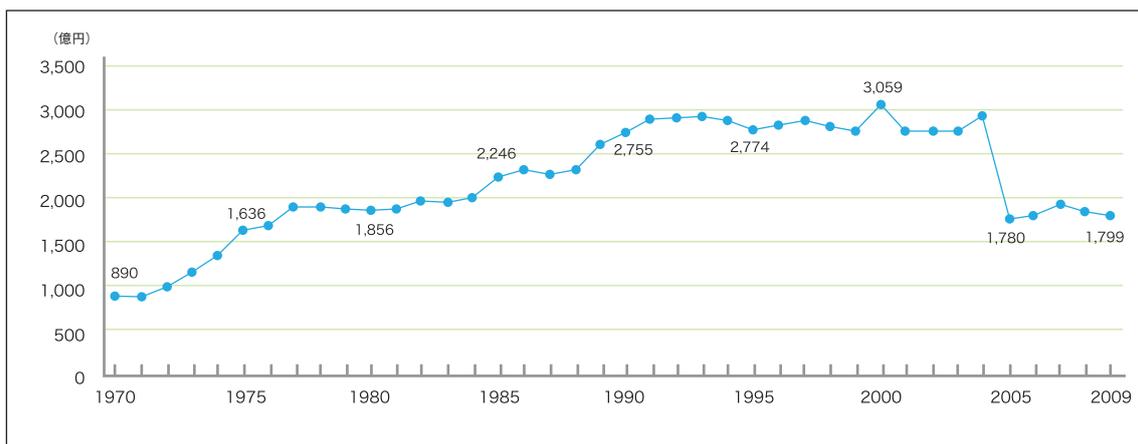


資料：商業統計

(2) 工業出荷額の推移

本市の工業出荷額は、平成12年(2000)の約3,059億円をピークとして、平成21年(2009)には、約1,799億円でまで減少しています。

工業出荷額の推移

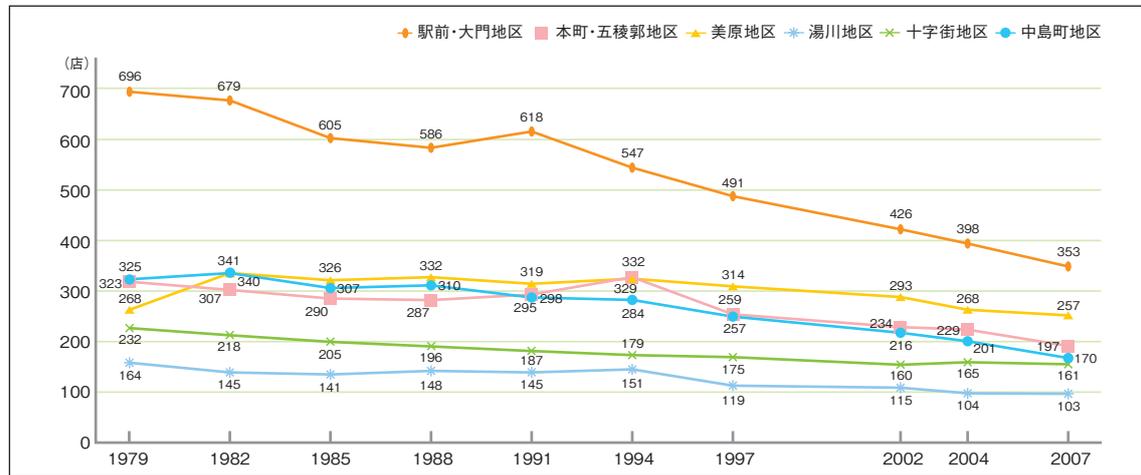


資料：工業統計

(3) 主要商店街の商店数の推移

主要商店街の商店数の推移を見ると、近年では、全ての地区*で減少しています。なかでも、駅前・大門地区については昭和54年(1979)には696店でしたが、平成19年(2007)では、353店にまで減少しています。

主要商店街の商店数の推移

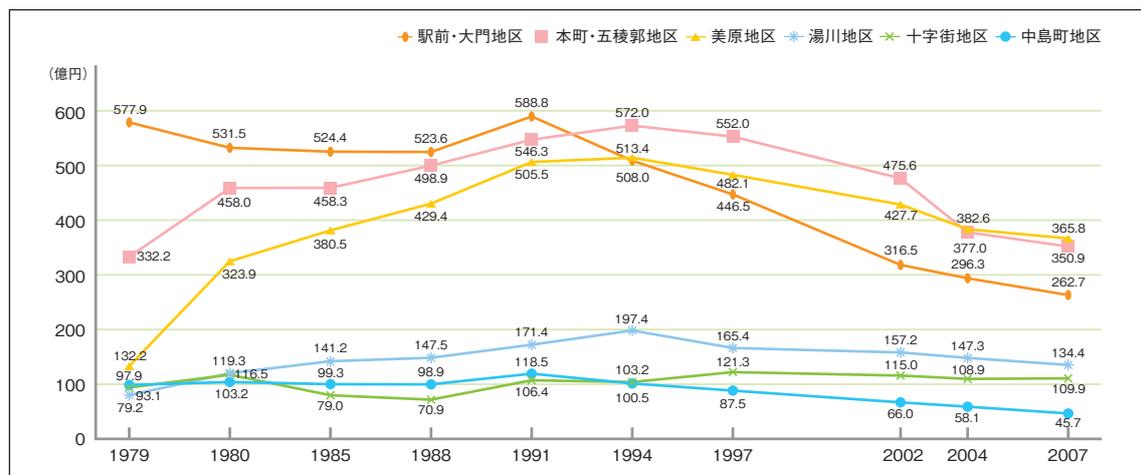


資料：函館市

(4) 主要商店街の商品販売額の推移

主要商店街の商品販売額の推移を見ると、近年では、十字街地区がほぼ横ばいで推移しているほかは、全ての地区*で減少しています。なかでも、駅前・大門地区については、平成3年(1991)の約588億8千万円をピークとして、平成19年(2007)には、約262億7千万円にまで減少しています。

主要商店街の商品販売額の推移



資料：函館市

* 主要商店街の地区区分については、経済部の定義によります。

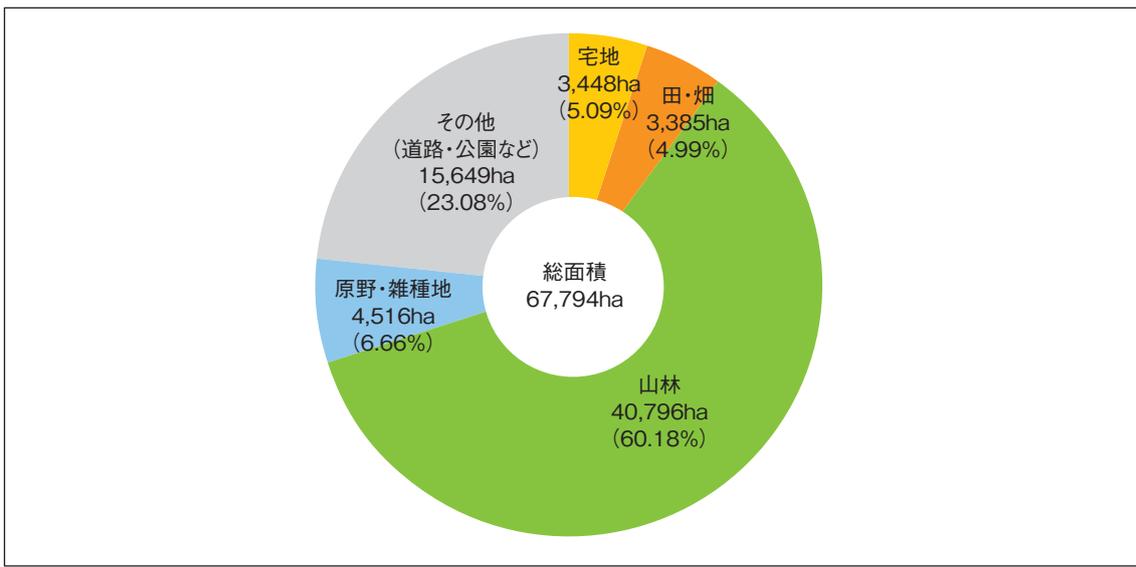


4 土地利用の現況および規制

(1) 土地利用の現況

本市の地目別土地利用現況は、平成23年（2011）において、宅地は3,448haと行政区域の約5%で、田・畑が3,385haで約5%、山林が40,796haで約60%などとなっています。

土地利用現況



資料：函館市

(2) 都市計画区域の変遷

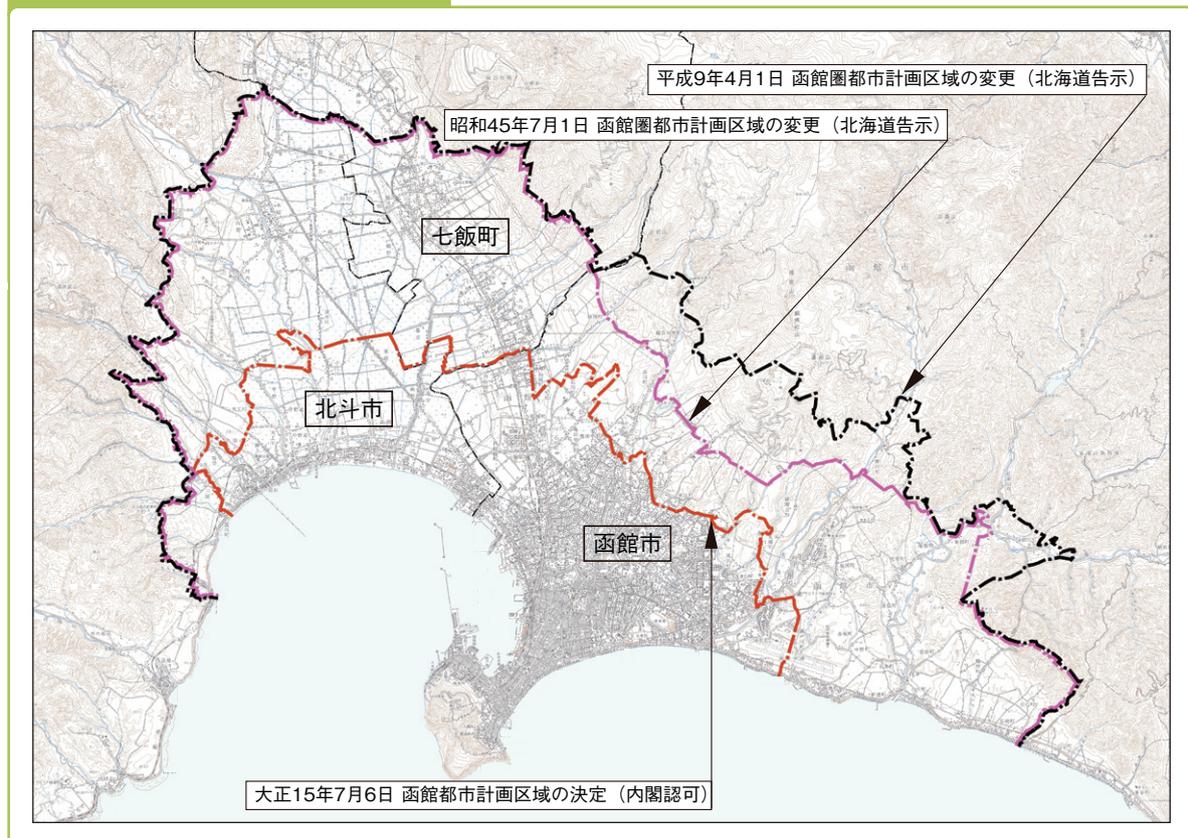
本市においては、大正8年(1919)制定の旧都市計画法の下、大正15年(1926)7月6日に末広町を中心とする半径10km圏内、約8,386haが函館都市計画区域として決定されました。

その後、昭和43年(1968)の都市計画法改正に伴い、従来の都市計画区域にこだわらず広域の見地にたった一体の都市として整備・開発・保全する区域について指定することとなったため、昭和45年(1970)7月1日に函館市、亀田町(現函館市)、上磯町(現北斗市)、大野町(現北斗市)、七飯町の各一部区域が函館圏都市計画区域として指定されました。なお、このうち本市の都市計画区域(亀田町であった部分を含む)は約11,670haでした。

その後、都市計画区域外の一部区域において宅地開発などの都市的土地利用が進行したことから、平成9年(1997)4月1日に都市計画区域の見直しを行い、新たに約2,556haを編入し、本市の都市計画区域は、約14,281haとなりました。

平成23年(2011)4月現在における本市の都市計画区域は、港湾整備などに伴う公有水面埋立地の編入により、約14,318haとなっています。

都市計画区域の変遷



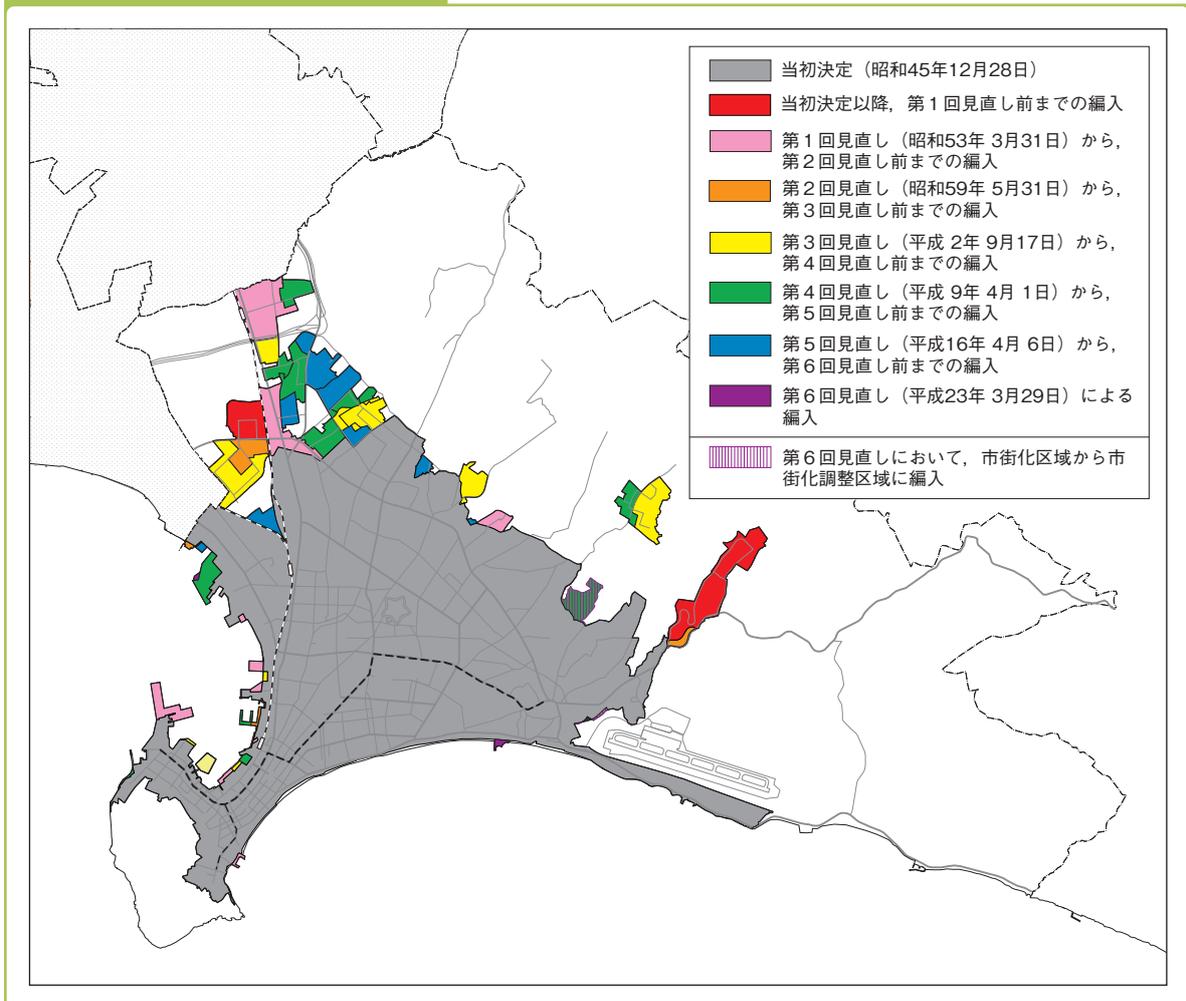


(3) 市街化区域の変遷

市街化区域および市街化調整区域の別を定める区域区分については、本市では、昭和45年（1970）12月に初めて決定され、都市計画区域約11,670haのうち、約3,910haが市街化区域、残りの約7,760haが市街化調整区域となりました。

その後、概ね5年ごとに実施される都市計画基礎調査の結果などに基づき、これまで計6回の見直しが行われるとともに、必要に応じて随時の変更も行われています。平成23年（2011）4月現在の市街化区域は、約4,788haとなっています。

市街化区域の変遷



(4) 用途地域の指定状況

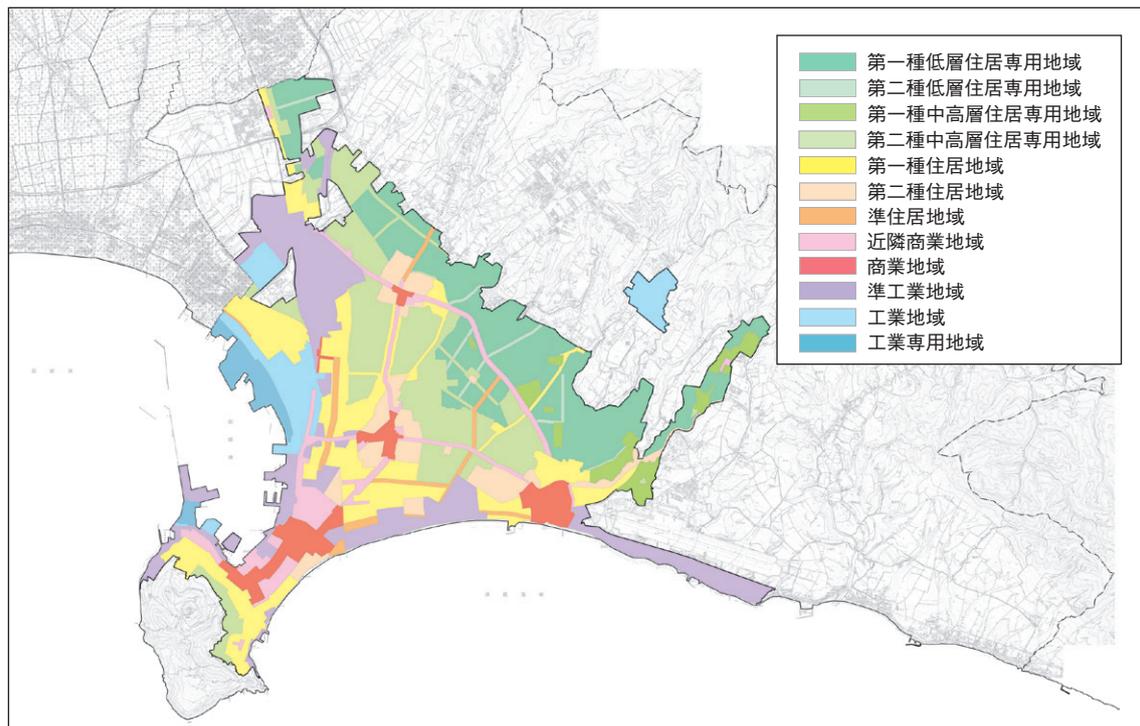
本市では、現行の都市計画法に基づく用途地域は昭和45年（1970）12月に初めて決定され、以後、概ね5年ごとに実施される都市計画基礎調査の結果や区域区分の見直しなどに併せて、これまで計5回の全体見直しが行われているほか、必要に応じて随時の変更も行われています。

用途地域別面積・構成比

種 別	面積 (ha)	構成比 (%)
第一種低層住居専用地域	約 956	20.0
第二種低層住居専用地域	約 36	0.8
第一種中高層住居専用地域	約 145	3.0
第二種中高層住居専用地域	約 837	17.5
第一種住居地域	約 774	16.2
第二種住居地域	約 289	6.0
準住居地域	約 88	1.8
近隣商業地域	約 274	5.7
商業地域	約 235	4.9
準工業地域	約 769	16.1
工業地域	約 270	5.6
工業専用地域	約 115	2.4
計	約 4,788	100.0

(平成23年4月1日現在)

用途地域図



(平成23年4月1日現在)



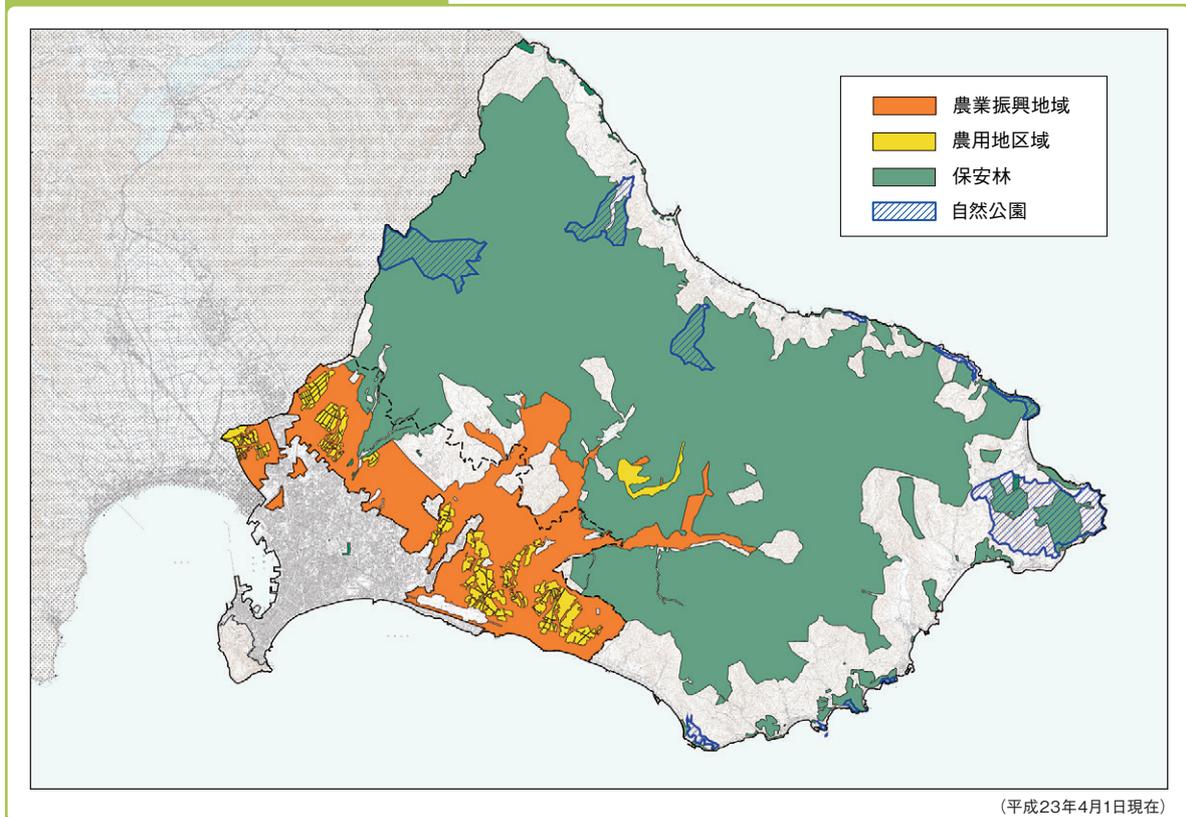
(5) その他土地利用規制の状況

その他主な土地利用規制としては、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、総合的に農業の振興を図る必要がある地域として、平成23年（2011）4月現在では、農業振興地域約10,030haが指定されています。そのうち、将来とも農業の振興や食料の安定供給を図るために保全・確保すべき集团的農地等として農用地区域約1,591haが指定されています。

また、「森林法」に基づき、水源のかん養、土砂の崩壊、その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等の公共目的に沿った森林の機能を確保する必要がある地域として、平成23年（2011）4月現在では、保安林約36,921haが指定されています。

さらに、「自然公園法」に基づいた、良好な自然環境や景観に優れた場所であって、自然の保護や利用の増進を図る必要がある地域として、平成23年（2011）4月現在では、恵山道立自然公園約3,277haが指定されています。

その他土地利用規制の状況



5 市街地の現況

(1) 区画整理・開発行為

① 土地区画整理事業

本市における土地区画整理事業は、昭和8年(1933)の函館第一土地区画整理事業(32.8ha)にはじまり、これまで合計で、23地区、約1,098.5haにおいて実施されてきました。その結果、市街化区域内における土地区画整理事業施行割合は、約23%となっています。

② 大規模開発行為

本市における大規模開発行為(5ha以上の開発行為)は、合計で、26地区、約288.0haにおいて実施されてきました。

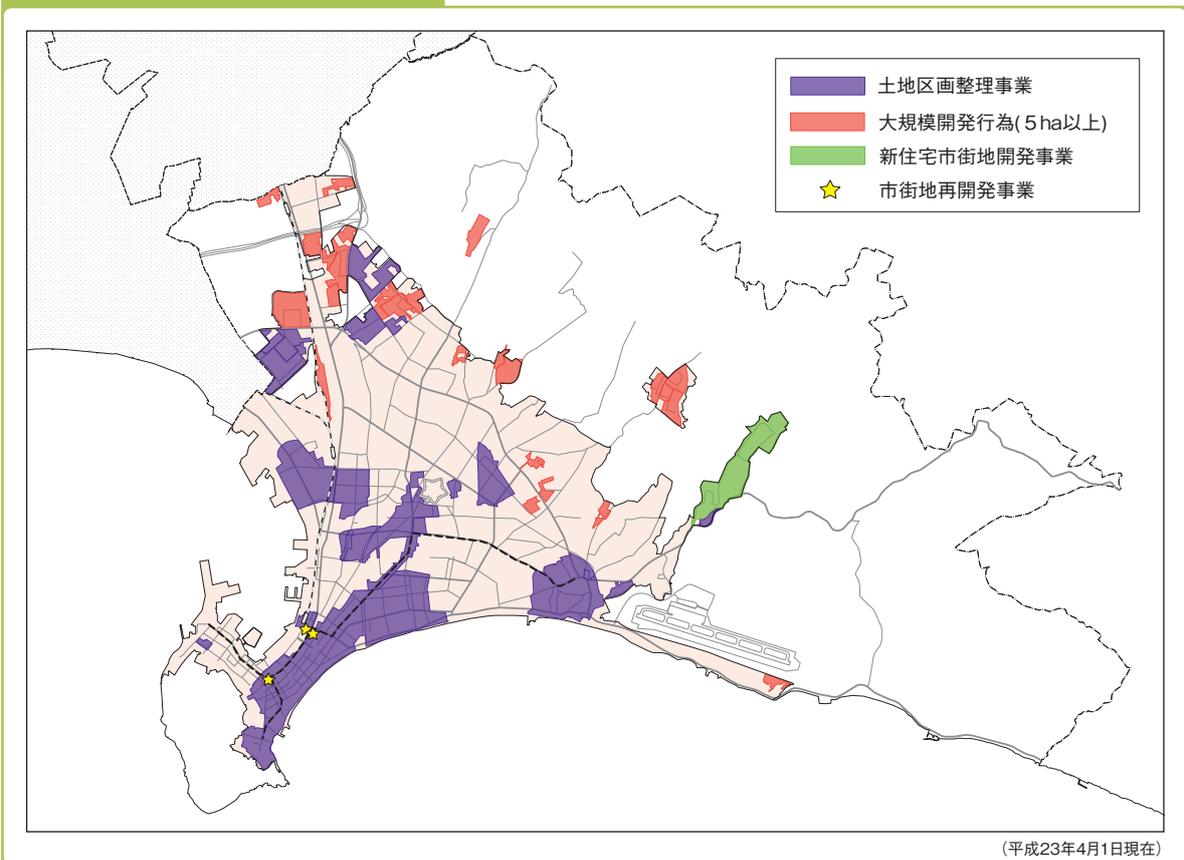
③ 新住宅市街地開発事業

本市における新住宅市街地開発事業は、西旭岡地区の1地区、約109haで実施されました。

(2) 市街地再開発事業

本市における第1種市街地再開発事業は、合計で、3地区、約1.6haで実施されてきました。

市街地整備等の状況

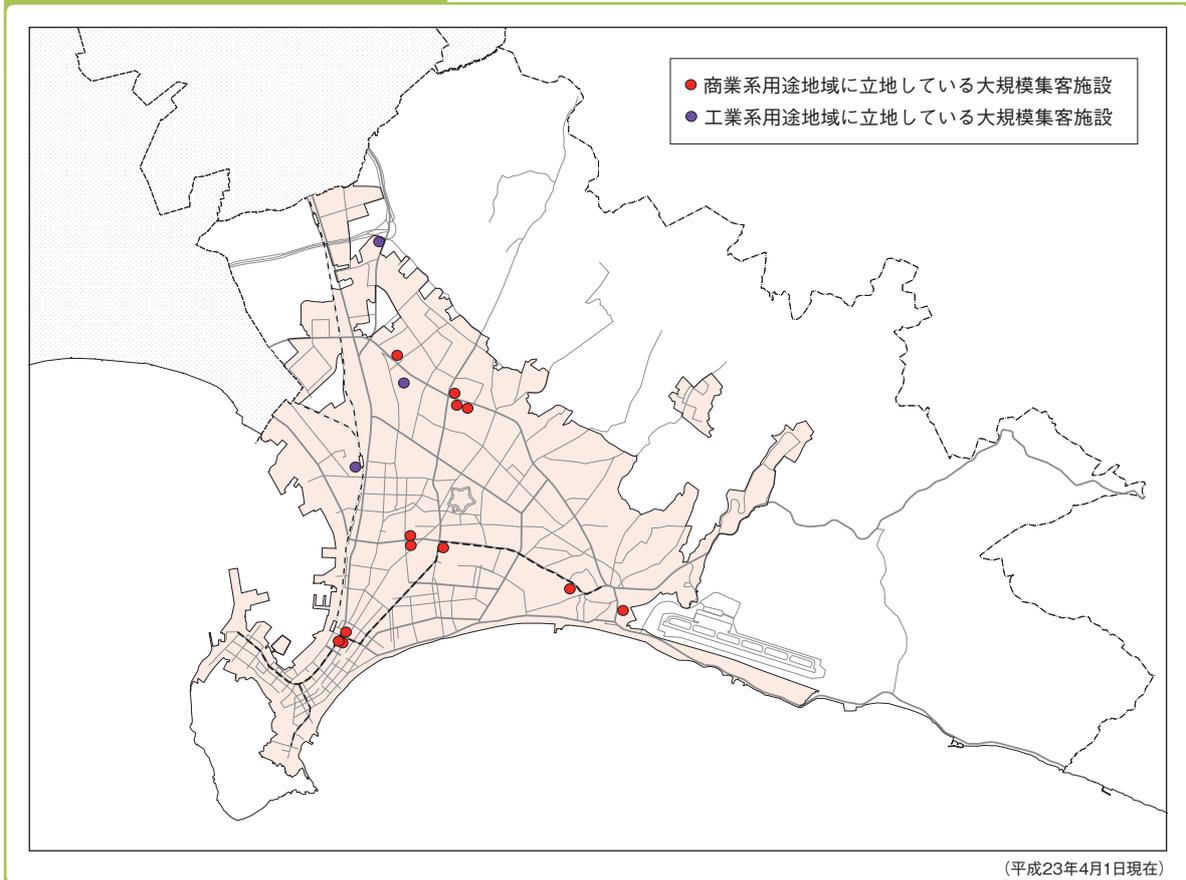




(3) 大規模集客施設

本市において、床面積10,000㎡超の大規模集客施設※は、15施設が立地しています。このうち、商業系用途地域に12施設が、工業系用途地域に3施設が立地しています。

大規模集客施設の立地状況

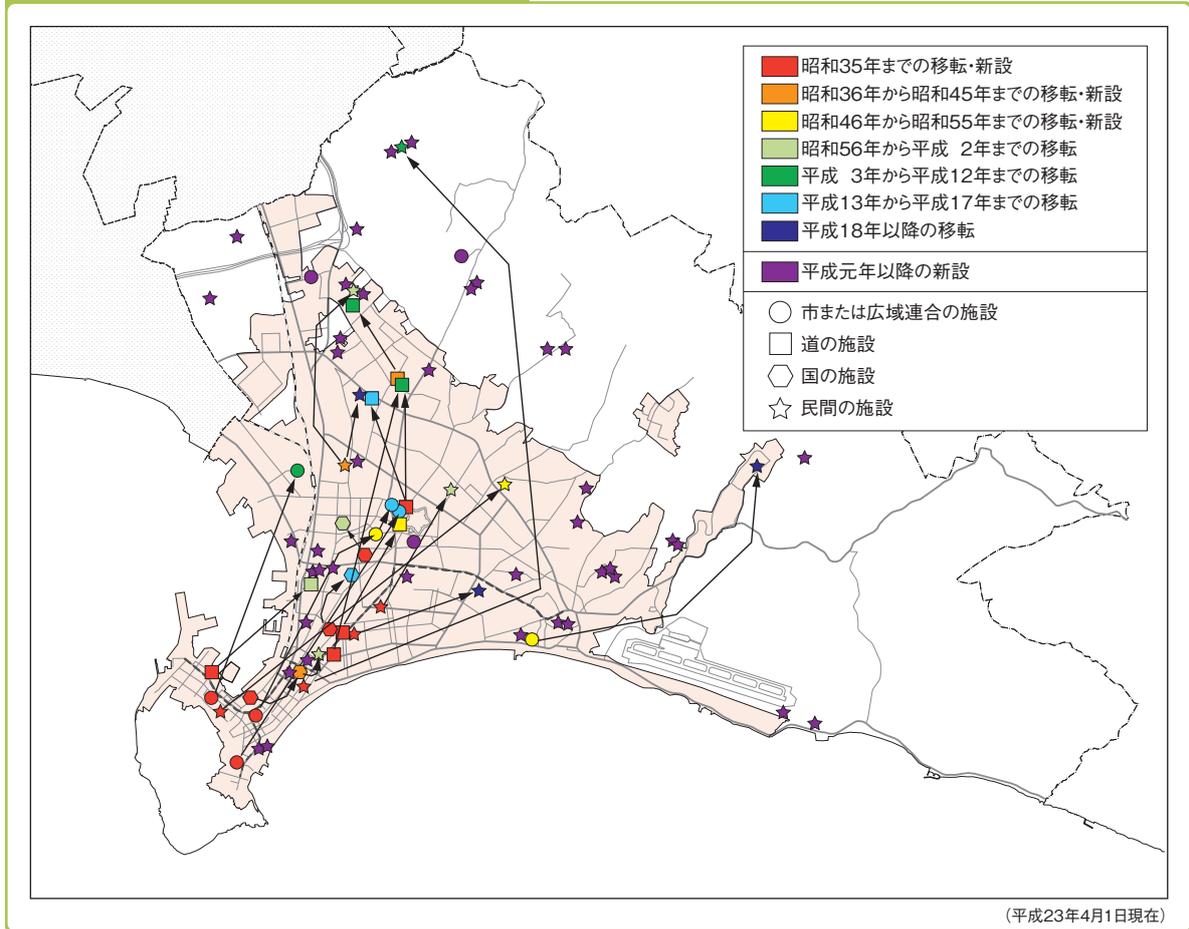


※ 大規模集客施設とは、劇場、映画館、演芸場、観覧場、店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、場内車券売場または勝舟投票券発売所に供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場または観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が一万平方メートルを超えるものをいいます。

(4) 公共公益施設

これまで西部地区や中央部地区に立地していた主要な公共公益施設が、郊外部に立地・移転してきています。

主要な公共公益施設の立地・移転の状況



※ 図示している公共公益施設については、「全市をサービス対象とするなど公共公益性が高い施設のうち、郊外部方面へ移転した施設、または、平成元年以降に新設された施設」を対象としています。(施設例：集客性のある官公署、高等教育機関、高等学校、一定規模の病院・老人福祉施設 等)



6 交通施設の現況

(1) 道路

① 広域幹線道路

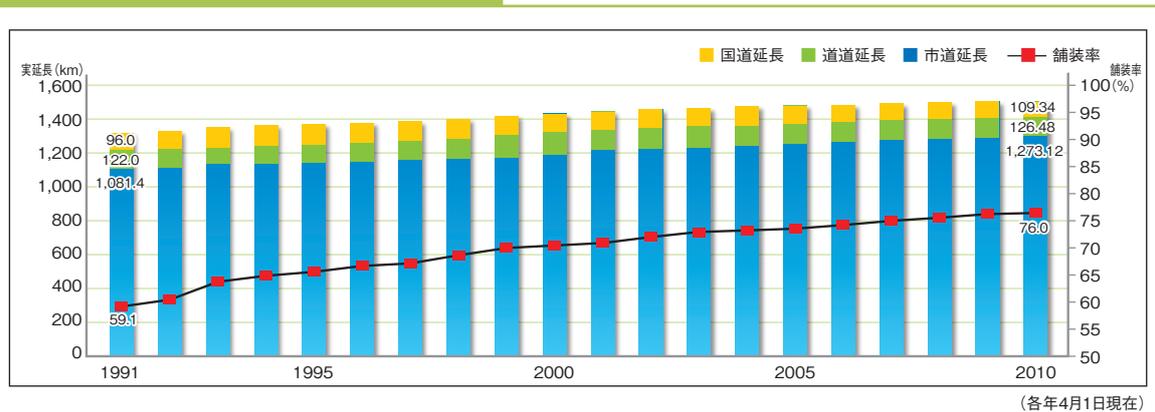
道南地域における広域幹線道路は、北海道縦貫自動車道のほか、これと接続する函館新道、上磯新道および新外環状線があります。このうち、函館市内における延長は、函館新道1.6km^{*}、上磯新道3.2km^{*}および新外環状線（函館インターチェンジ～古川町）14.8km^{*}となっています。

② 国道・道道・市道

本市内にある国道は国道5号、227号、228号、278号、279号で、実延長109.34kmが認定されています。道道は主要道道函館上磯線ほか14路線で、実延長126.48kmが認定されています。市道は入舟1号線ほか4,324路線で、実延長1,273.12kmが認定されています。

また、国道、道道および市道を合わせた実延長に対する舗装率^{*}は、76.0%となっています。

国道・道道・市道の実延長と舗装率の推移



自動車保有台数^{*}の推移

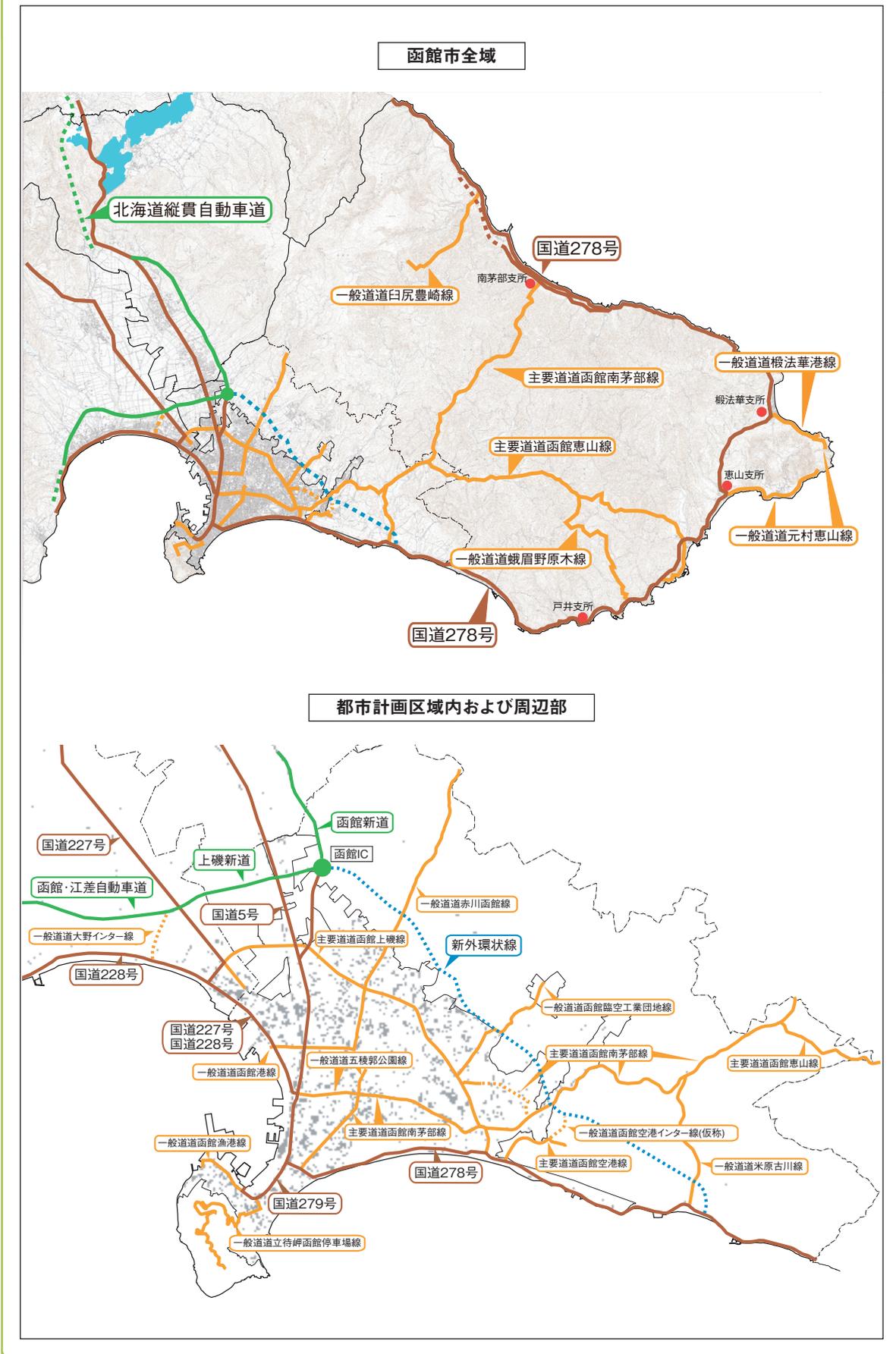


※ 函館新道および上磯新道は供用済みですが、新外環状線については14.8kmのうち、9.7km（函館インターチェンジ～空港インターチェンジ（仮称））が事業中です。

※ 舗装率とは、実延長に占める舗装済道路延長の割合をいいます。

※ 自動車保有台数は、二輪車、軽自動車を含む総数です。

広域幹線道路・国道・道道 道路網図





③ 都市計画道路

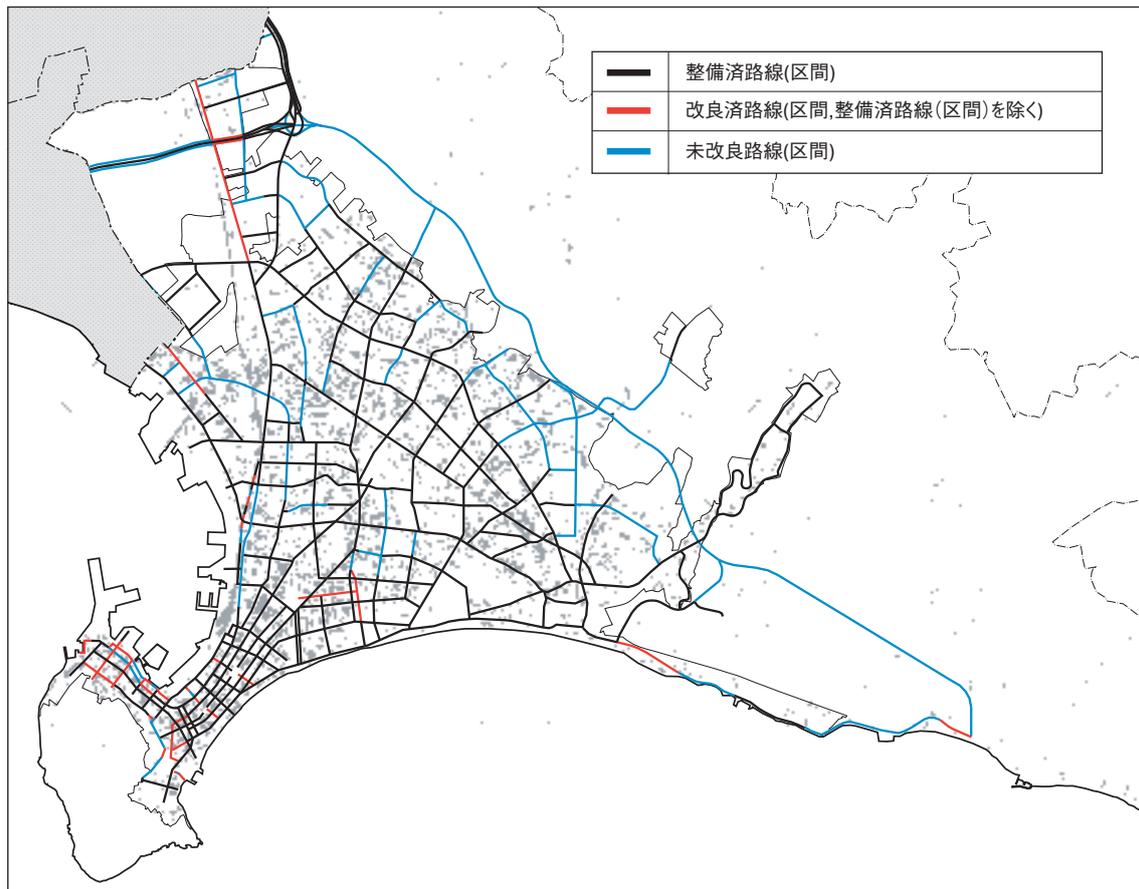
本市における都市計画道路については、222.70kmが都市計画決定されており、このうち改良済*となっているのは167.62km、整備済*となっているのは153.63kmであり、整備率は69.0 %となっています。

都市計画道路の整備状況

種類	計画決定 延長 (km)	改良済		整備済	
		延長 (km)	整備率 (%)	延長 (km)	整備率 (%)
国道	44.24	29.67	67.1	24.96	56.4
道道	37.49	33.78	90.1	33.23	88.6
市道	140.97	104.17	73.9	95.44	67.7
計	222.70	167.62	75.3	153.63	69.0

(平成23年3月末現在)

都市計画道路の整備状況図



(平成23年3月末現在)

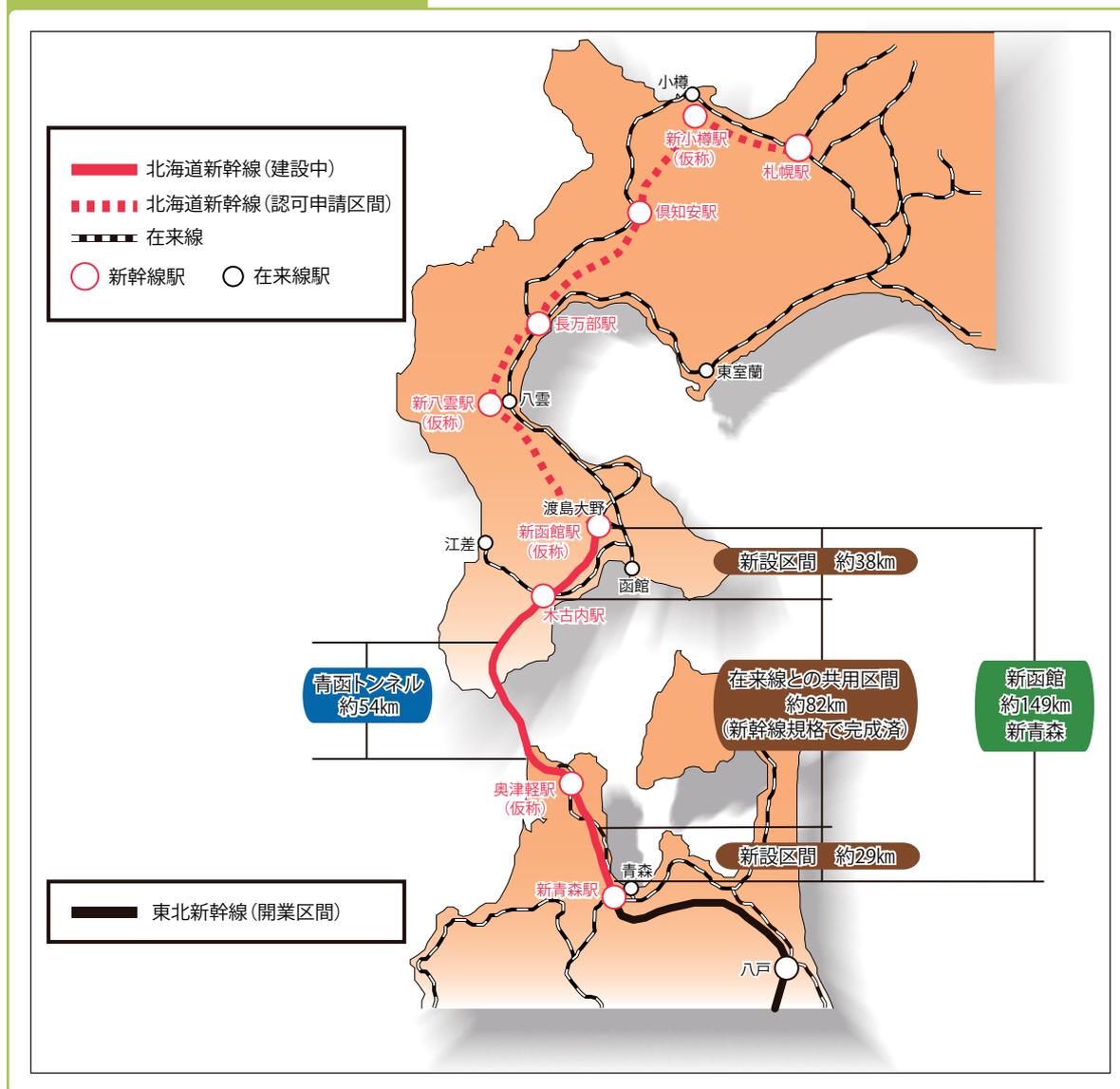
※ 改良済とは、道路用地が計画幅員のとおりに確保されており、一般の通行の用に供されている状態をいいます。また、整備済とは、道路用地が計画幅員のとおりに整備されている状態をいいます。なお、改良済には整備済も含まれています。

(2) 公共交通

① 新幹線鉄道

北海道新幹線は、東北新幹線の新青森駅から新函館（仮称）駅・新小樽（仮称）駅を経て札幌駅に至る延長約360kmにおよぶ高速鉄道です。このうち、新青森駅から新函館（仮称）駅までの間が、平成17年（2005）5月に着工され、平成27年度末までに開業することとなっています。

北海道新幹線路線概要図



② 在来線鉄道

本市における在来線鉄道としては、函館本線と津軽海峡線があり、それぞれ、札幌方面、本州方面へ接続しています。

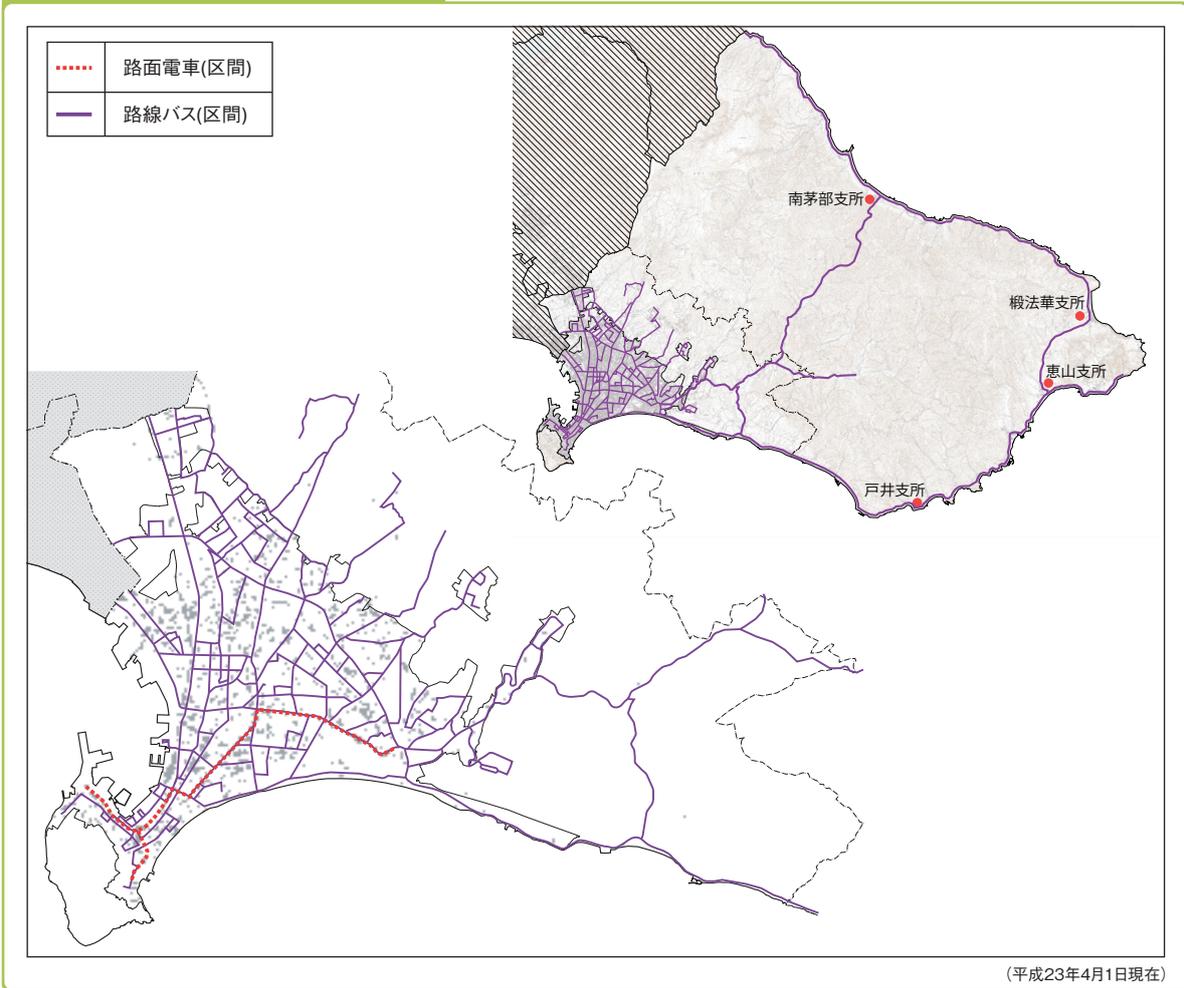
また、函館本線にある北斗市の渡島大野駅は、北海道新幹線の開業に併せて、新函館（仮称）駅として整備されることとなっています。現函館駅と新函館（仮称）駅の間には、新幹線ダイヤに合わせたリレー列車の運行が想定されています。



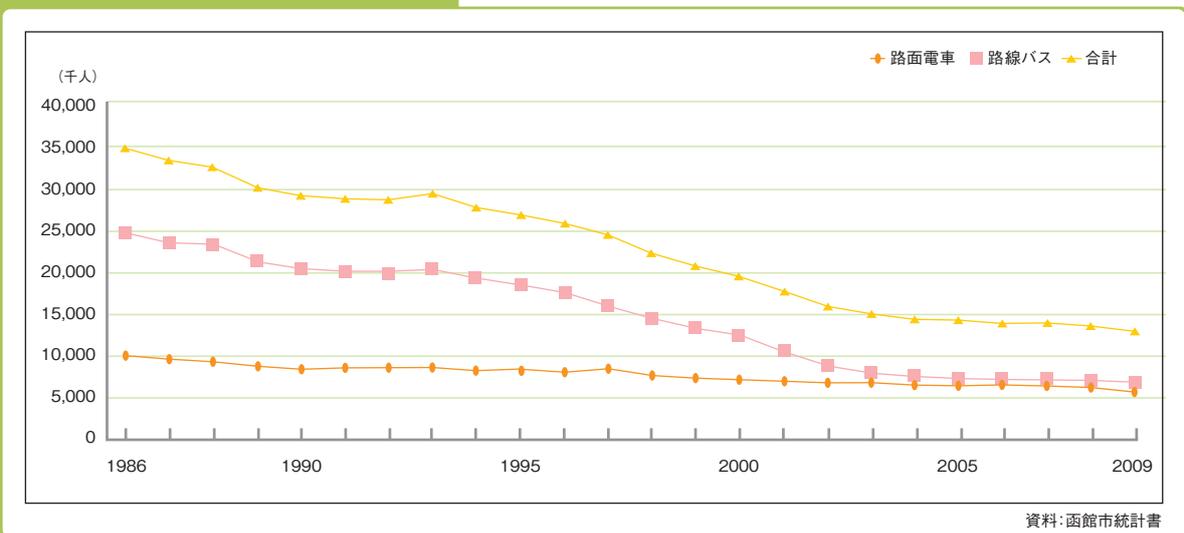
③ 路面電車・路線バス

本市における路面電車は10.9kmで営業されており、平成21年度（2009）においては、586万1千人が利用しています。また、路線バスは1,133.0kmで営業されており、平成21年度（2009）においては、688万人が利用しています。

路面電車・路線バス路線図



路面電車・路線バス利用者数の推移



(3) 港湾

① 函館港

函館港は、安政6年（1859）横浜・長崎とともに我が国最初の国際貿易港として開港した後、昭和26年（1951）に南北海道唯一の重要港湾に指定され、本州と北海道を結ぶ物流拠点として発展し、フェリーを中心に、一般の貨物船をはじめ、定期外貿コンテナ船や、国内外の旅客船の寄港地および官公庁船や作業船の基地港として利用されているほか、緑の島や赤レンガ倉庫群周辺のウォーターフロントは、市民や観光客に広く親しまれています。

② 椴法華港

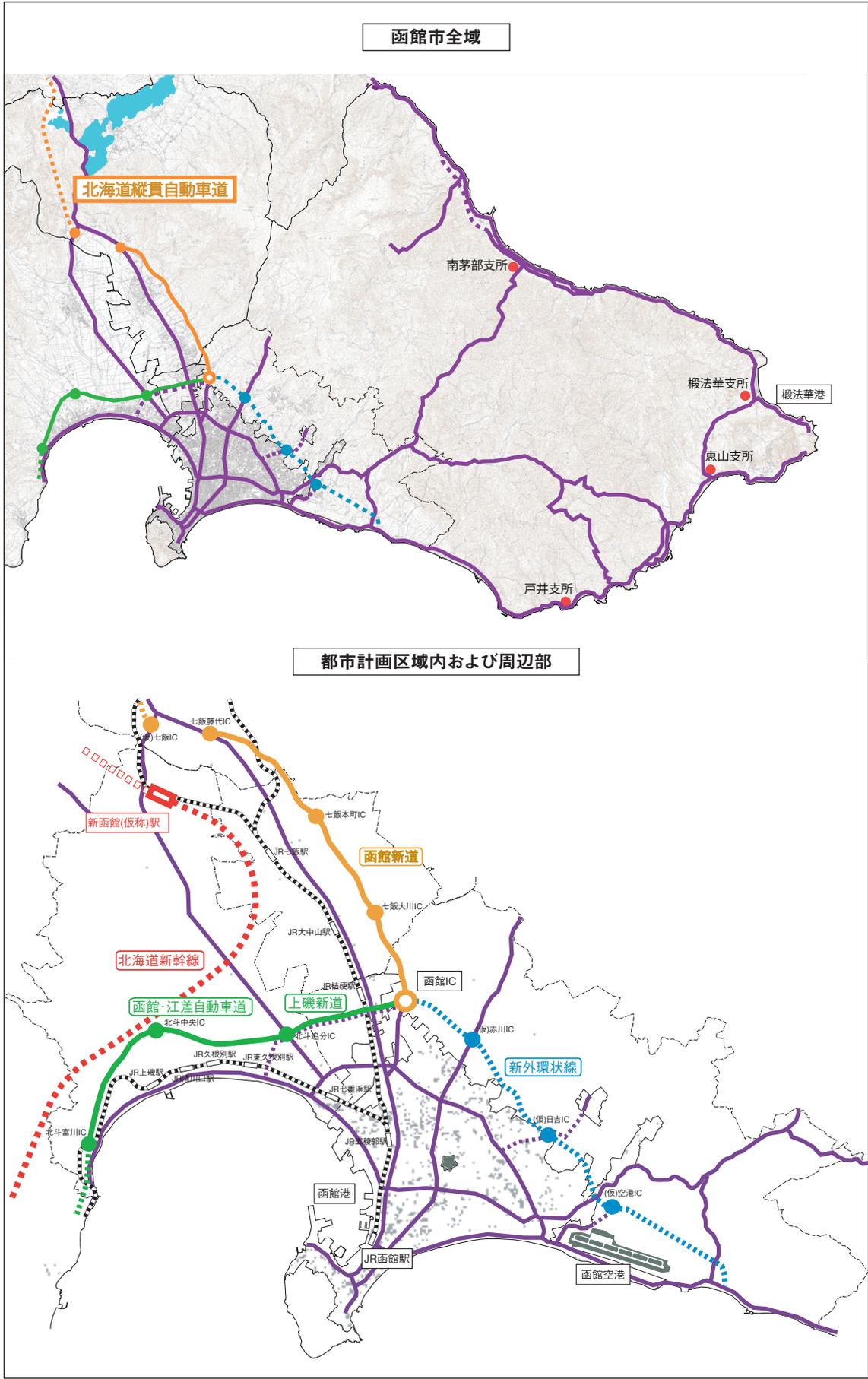
椴法華港は、恵山沖を航行する船舶の避難港として昭和26年（1951）に指定され、その後、昭和41年（1966）に地方港湾となり、沖合には道南随一の恵山魚田を有していることから、多数の漁船の基地として、さらには沖合を航行する船舶の避難や物資の補給などに利用されています。

(4) 空港

函館空港は、市内中心部から約10km東方に位置し、昭和36年（1961）の開港以来、新千歳空港に次ぎ道内第2位の輸送量を誇る南北海道の空の玄関となっています。



広域交通体系図



7 公園緑地の状況

本市における公園緑地は、函館山緑地をはじめ、広域公園の北海道立道南四季の杜公園や、函館公園、見晴公園、市民の森、五稜郭公園、昭和公園などの都市公園が整備されているほか、東部地区においては、その他の公園として、戸井ウォーターパーク、南茅部ふるさと文化公園、恵山海浜公園などが整備されており、あわせて約657.43haが整備され、多くの市民の憩いの場として、また、身近な緑として、市民に親しまれています。

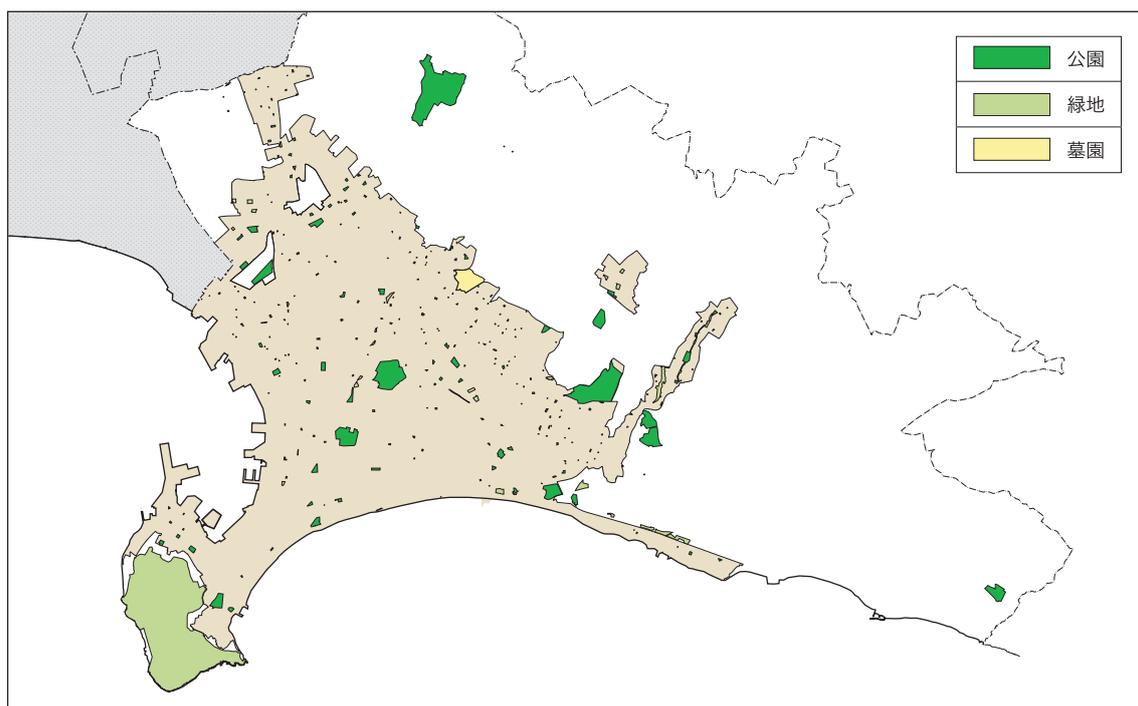
なお、都市計画区域内における人口一人あたりの都市公園の面積については、本市が22.7㎡、北海道全体では26.7㎡となっています。

公園緑地の状況

区分	種別	都市計画区域	箇所数	面積 (ha)
都市公園	街区公園	都市計画区域内	282	29.06
	近隣公園		9	17.75
	地区公園		1	6.40
	総合公園		5	80.69
	運動公園		2	21.70
	歴史公園		1	25.20
	広域公園		1	65.10
	都市緑地		23	347.49
	緑道		2	3.00
	墓園		1	8.20
その他公園		都市計画区域外	4	2.91
			10	49.93
合 計			341	657.43

(平成22年3月末現在)

都市計画区域内の公園緑地の位置図





8 下水道の現況

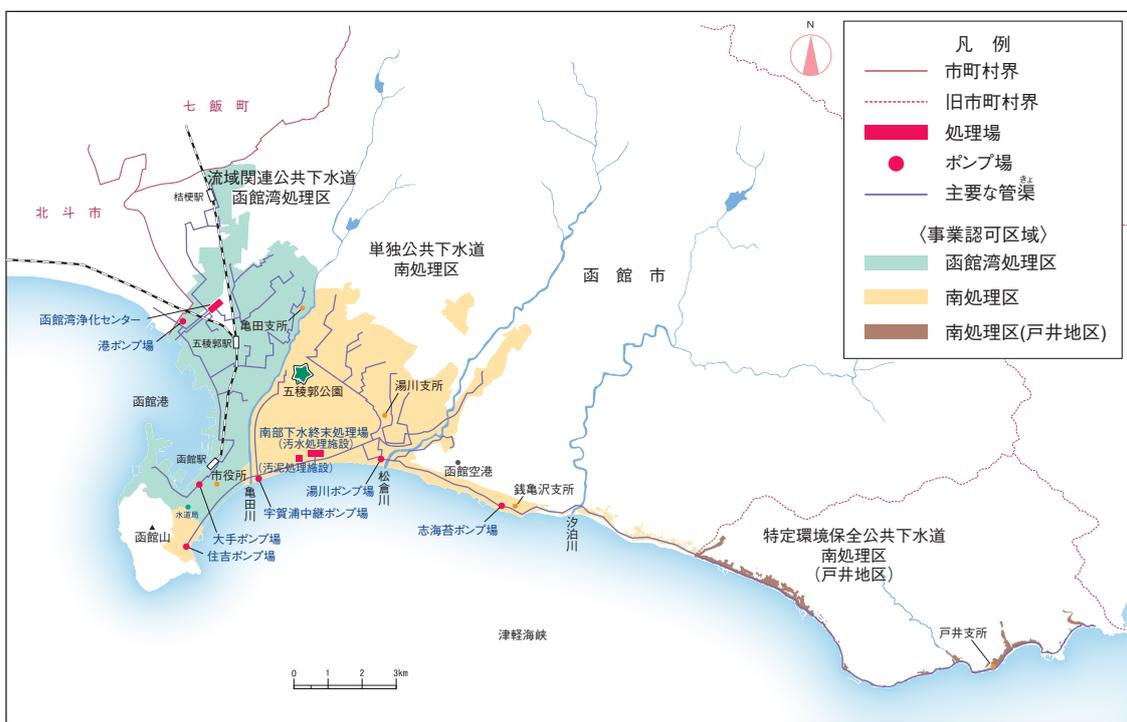
本市における下水道は、亀田川を境に、南側を単独公共下水道（南処理区）として、北側を流域関連公共下水道（函館湾処理区）として整備が進められているほか、戸井地区において特定環境保全公共下水道（南処理区）の整備も進められ、平成23年（2011）3月末現在においては、処理区域面積約4,711ha、下水道普及率89.6%となっています。

下水道の整備状況

事業種別	南処理区			函館湾処理区	合計	
	単独公共下水道	特定環境保全公共下水道	計	流域関連公共下水道		
行政区域人口*（人）	145,890	3,246	149,136	119,628	280,035	
整備状況	処理区域[面積]（ha）	2,454	121	2,575	2,136	4,711
	処理区域[人口]（人）	136,301	3,155	139,456	111,342	250,798
	整備管渠延長（km）	629	37	666	648	1,314
	処理人口普及率*（%）	93.4	97.2	93.5	93.1	89.6

（平成23年3月末現在）

下水道の処理区域図



資料：函館市企業局

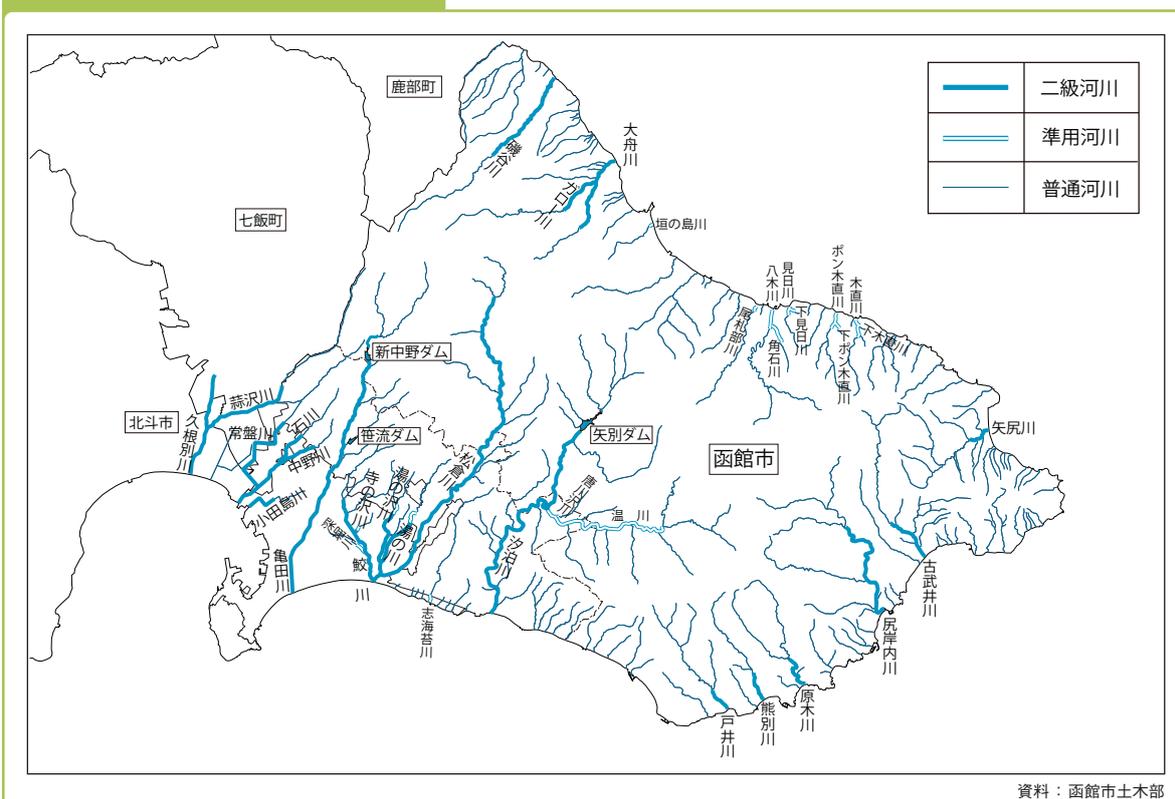
※ 行政区域人口の合計については、恵山、椴法華および南茅部の各地区を含んだ行政区域人口を記載しており、処理区の計とは一致しません。
 ※ 処理人口普及率については、行政区域人口を基礎に算出しています。

9 河川の状況

本市には、北海道が管理する二級河川として亀田川をはじめ21河川，函館市が管理する準用河川として深堀川をはじめ17河川，それ以外の普通河川として217河川があります。

また，亀田川には新中野ダム，汐泊川には矢別ダムがあり，これらは洪水調節機能を持つダムとして重要な役割を果たしています。さらに，新中野ダムは，同じく亀田川水系笹流川の笹流ダムとともに水道の水がめとして重要な役割を果たしています。

河川図



10 廃棄物処理施設の現況

本市において，廃棄物処理施設として，日乃出町の函館市ごみ焼却工場など4施設が都市計画決定され，稼働しています。

廃棄物処理施設の都市計画決定状況

名称	位置	面積
函館市ごみ焼却工場	函館市日乃出町	約0.9 ha
函館市日乃出し尿処理場	函館市日乃出町	約0.4 ha
函館市資源化センター	函館市東山町	約0.67ha
プラスチック中間処理施設	函館市東山町	約0.43ha